

Q A 集

	質問	回答
1	受講者が何名以上のものが補助対象であるか。	集合研修を対象とした補助金であるため、受講者が概ね5名以上のものを想定しています。ただし、地理的要因（離島・中山間地域の事業所に向けた研修）など、受講者が少人数となるやむを得ない事情が認められる場合は5名未満の研修も補助対象となります。
2	集合研修以外の方法で実施しても、補助対象となるか。	研修の全部を集合研修以外の方法で実施する場合は、補助対象となりません。 なお、研修の一部を集合研修以外の方法で実施する場合は、補助対象となります。（例：講義を集合研修で実施し、演習は受講者の施設でそれぞれ実施する場合）
3	交付申請時に記載する対象人数（最低催行人数）はどのように記載すればよいか。	最低催行人数は、原則5名以上で記載してください。 5名未満で記載する場合は、最低催行人数が5名未満となるやむを得ない事情を併せて記載してください。
4	交付申請時に記載する対象人数（最低催行人数）を下回る受講者しか集まらなかった場合、補助対象として認められるか。 例) 最低催行人数5名 研修受講者（受講申込み）3名の場合	受講者が最低催行人数に満たない場合（例の場合）は、集合研修を開催できません。よって、集合研修自体が開催できませんので、補助対象外となります。
5	「申請内容を踏まえ、申請額から減額した金額で交付決定を行うことがある」と実施要項に記載されているが、どのような基準で判断するのか。	研修内容、研修規模（実施回数×受講者予定者数）等を勘案し、金額を決定します。 【減額することが考えられる場合】 ・申請が多数あり、予算を超える場合 ・補助申請額に対し成果（見込み）が乏しい場合
6	複数の事業所が参加できる要件で募集した結果、1事業所からしか研修の受講申込がなかった場合は、事業要件の「特定の個人や事業所のみを対象に限定した研修ではないこと」を満たさないのか。	募集にあたり、広く門戸を開いていれば問題ありませんので、募集の結果、1事業所からしか受講申込がなかった場合も補助対象となります。